

第3回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会の概要

平成27年3月25日

地域振興課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲の方向性や協力体制等について協議を行う標記の協議会（第3回目）を開催しました。

- 1 日時 平成27年3月19日（木） 午前10時～11時
- 2 場所 県庁第二庁舎4階 第33会議室
- 3 出席者 県：野川統轄監、小倉地域振興部長ほか関係部局長
市：羽場副市長、河井総務部長、田中中核市推進監ほか関係部局長
オブザーバー：西垣岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、
岩見八頭町副町長

4 議事及び説明概要

（1）事務事業調整の進捗状況《説明：県及び市》

- ・県の中核市移行支援PT及び市の中核市移行推進本部各部会による事務事業調整の状況を説明。
- ・調整により、3月19日時点で計2,581の事務事業を洗い出し、検討の俎上に上げた。
- ・そのうち県から市へ移譲する方向で調整が整ったものが1,919事務、引き続き調整が必要となるものが662事務。市は、住民のサービス提供への影響を踏まえて移譲について最終的な判断をしていきたい考え。

（2）鳥取市中核市移行後の保健所体制（イメージ）《説明：県》

- ・住民サービスの維持・向上を図るため、県と市が連携して一元的な業務提供体制を継続することが重要であることを確認。

（3）鳥取市保健所の在り方に関する提言《説明：市》

- ・有識者委員会から、新たな保健所の運営の基本方針、考慮すべき機能、位置に関し、業務水準の維持・向上、住民に対する情報発信、利用者の利便性の向上等を望む旨の提言を受けたことの報告がなされた。今後市において基本構想（案）を作成し、パブコメを実施する。

（4）鳥取県東部の保健所のあり方検討会の設置《説明：県》

- ・4町の保健所事務は県の業務であることから、県から市へ4町の事務を委託する場合には、現状のサービス水準を維持し、かつ、町民の利便性の向上が図れるよう、委託の方法について県と4町の実務レベルで議論をする場を新たに設置することとした。

（5）スケジュール《説明：県》

- ・現在県と市で調整中となっている662事務を中心に調整を進める。

5 主な質疑・意見等

（県）鳥取市保健所の設置後、より身近な機関が業務を行うことで、市町村業務と連携した住民サービスの提供ができるようになる。

（市）事務事業の大意が見えてきたので、保健所の整備について計画を立てながら、職員や財源など、今後より具体的な議論に入っていきたい。

（町）4町にとっては、県・市のどちらが事務を担うかということより、住民サービスの維持・向上の取組の方が重要。